

関東地方整備局告示第342号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成18年7月6日

関東地方整備局長 門松 武

第1 起業者の名称 埼玉県

第2 事業の種類 一級河川荒川水系鴨川改修工事

第3 起業地

- 1 収用の部分 埼玉県さいたま市桜区大字五関字古貝戸、大字大久保領家字川原、大字神田字西中、大字宿字宮前、大字白鍬字宮田及び字宮腰並びに大字在家字稻荷地内
埼玉県さいたま市西区大字水判土字高田及び三橋五丁目地内
埼玉県さいたま市大宮区三橋二丁目地内

2 使用の部分 なし

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、埼玉県さいたま市桜区大字田島字平野原地内の昭和水管から、同県上尾市大字沖ノ上字宮山及び同市浅間台四丁目地内の県道上尾環状線鴨川橋までの延長17.8kmの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする一級河川荒川水系鴨川改修工事（以下「本件事業」という。）のうち、既に改修工事が完了している部分と、既に用地取得済みである部分とを除いた、上記の起業地に係る部分である。

本件事業は、河川法（昭和39年法律第167号）第3条第1項に規定する河川のうち、一級河川に関する事業であり、法第3条第2号に規定する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

一級河川の管理は、河川法第9条第1項の規定により国土交通大臣が行うものとされているが、本件区間は同条第2項に規定する指定区間に該当し、一級河川の管理は都道府県知事が行うこととされていることから、本件事業は埼玉県が施行する権能を

有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

一級河川荒川水系鴨川（以下「鴨川」という。）は、埼玉県上尾市北部の台地部に源を發し、準用河川荒川水系浅間川、一級河川荒川水系鴻沼川と合流したあと、一級河川荒川水系荒川に合流する、流路延長19.2km、流域面積63.69km²に及ぶ河川である。

鴨川流域内は農地が市街化され、保水や遊水機能が低下するとともに、低地部及び無堤地域もあることから、昭和33年の狩野川台風をはじめとする台風により常習の浸水地域となっている。特に、昭和61年の台風10号では浸水家屋3,570戸、氾濫面積470ha、被害額約59億円、また、平成3年の台風18号では浸水家屋2,715戸、氾濫面積244.4ha、被害額約66億円に及んでいる。

このような状況に対処するため、起業者は、昭和46年12月に策定（平成5年12月最終認可）された「鴨川改良工事全体計画」に基づき、3年確率の洪水に対応するために定められた計画高水流量50m³/秒から270m³/秒を安全に流下させることを目的として、調整池及び河道改修を内容とする本件事業を実施している。

本件事業により、順次改修工事が実施されてきた結果、本件区間のうち、改修工事が完了している流域内では浸水被害が大幅に改善されているところである。一方、改修工事が未完了の流域内では浸水被害の危険性は依然として改善されないままとなっている。本件事業の完成により住民の生命及び財産の安全に寄与するものと認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存するものと認められる。

(2) 失われる利益

本件事業は、環境影響評価法（平成9年法律第81号）及び埼玉県環境影響評価条例（平成6年埼玉県条例第61号）により、環境影響評価が義務付けられた事業に該当しない。

しかし起業者が、希少性のある動植物について任意で調査したところ、鳥類は、カウウ他6種類、陸上昆虫類は、ギンイチモンジセセリ他2種類、魚類は、メダカ

の生息が確認されたことから、起業者はその保全対策として動植物の生息環境に配慮した整備計画を策定し、また、工事時の騒音や振動に配慮した施工方法を採用することで生息環境や周辺住民への影響に配慮した工事を行っているところである。

また、本件区間内においては、文化財保護法（昭和25年法律第214号）に基づく周知の埋蔵文化財包蔵地が4箇所存在するが、起業者は、埼玉県教育委員会との協議を行い、記録保存等の措置を講じることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業は計画高水流量 $50\text{m}^3/\text{秒}$ から $270\text{m}^3/\text{秒}$ を安全に流下させ、洪水時における水害等を未然に防止し、地域住民の生命及び財産の保全を図ることを目的とする河川改修事業であり、本件事業の整備計画は、河川管理施設等構造令（昭和51年政令第199号）等に定める規格に整合していると認められる。

本件事業の目的を達成するための河川改修の手法として、

河道改修案

調節池及び河道改修案

放水路及び河道改修案

の3案が考えられる。

そのうち、案については、人家連たん地区における用地取得が必要となることから支障物件が最も多く移転等に時間を要し事業費が多額となる。

また、案については、人家連たん地区の上流部に調節池を設置することにより、土地の取得面積が最も少なく施工も容易であることから、事業費が3案の中で最も廉価であることから早期効果が期待できる。

案については、放水路の整備を行うため工事に時間を要し3案の中で最も土地の取得面積が多く、事業費も最も多額となる。

したがって、社会的、技術的及び経済的な面から総合的に比較検討した結果、案が最も合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

本件事業は、3(1)で述べたように、流域内は常習の浸水地域となっているため未改修区間は、出水時の流下を防げ、溢水を引き起こす危険性が高い状況にあることから、出来るだけ早期に本件事業を施行する必要があると認められる。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 埼玉県さいたま市桜区役所、西区役所及び大宮区役所